　消防計画

※　本計画は、見やすい場所に掲示すること。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ① 日　常　の　防　火　対　策 | | | | |
| 防 火 管 理 者 の 責 務 | 消防計画の作成、検討及び変更  ◎防火管理者　　　　 火気の使用又は取扱いに関する指導及び監督  職名（氏名）　　　 防火避難施設、火気使用設備器具、危険物施設等の点検の実施及び監督  　　　　　　　　　　電気配線、電気機器、機械設備等の管理安全確認  　　　　　　　　　　消防用設備等の点検実施及び監督  　　　　　　　　　　通報、消火、避難訓練の実施  　　　　　　　　　　オーナーに対する助言及び報告  　　　　　　　　　　避難通路、階段の物品障害防止、避難経路図の掲出など避難施設の管理  　　　　　　　　　　その他、放火火災の予防措置など防火管理上必要な事項 | | | |
| 火 気 管 理 | ●階・用途毎の火元責任者は次による。場　所（責任者）  　 （ 　　　　 ）・ 　 （ 　 　　　 ）  　 （ 　 　　 ）・ 　 （ 　 　　　 ）  　 （ 　 　　 ）・ 　 （ 　 　　　 ）  ●火元責任者は、全ての火気類について点検・管理を行う。  ●工事中の火気使用の制限及び立会いなどの安全計画の策定。 | | | |
| 避　　難 | ●階段、廊下、出入口等には物を置かない。  ●防火戸、防火シャッターは、正常に作動するか確認する。  ●収容人員に応じた安全な避難管理を行う。　（最大収容人員　　　　　名） | | | |
| 消 防 用 設 備 等 | ●消防用設備等の機器点検を６ヶ月毎に行い、総合  点検を１年毎に実施する。  ●点検結果を　　年に１度　　　月に消防署に報告  する。  ●点検は、（　　　　　　 ）に行わせる。 | □消 火 器 | □誘導灯 | □漏電火災警報器 |
| □非常ベル | □自動火災報知設備設 | |
| □避難器具 | □屋内消火栓設備 | |
| ●防火避難施設、火気設備、危険物、電気及び機械  設備の点検を実施する。 | | | |
| 訓　　　　練 | ●自衛消防隊が災害時、速やかに活動を行えるよう訓練を実施する。  通報訓練　　館内の電話、その他による１１９番通報訓練  消火訓練　　水バケツ、消火器、屋内消火栓設備の操作訓練  避難訓練　　非常ベルの使用、館内放送の使用、避難器具の使用、避難経路の確認  ●通報訓練、消火訓練及び避難訓練を年　　回以上実施する。  ●訓練を行う場合は、消防署に届出し、その結果を報告する。  （「消防訓練実施計画書」） | | | |

（　　　　年　　月　　日作成）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ② 火災（災害）時の対応 | | | |
| 自　　　　　　衛　　　　　　消　　　　　　防　　　　　　組　　　　　　織 | 通報担当者　　（大声、館内放送）みんなに知らせる。  ◎自衛消防隊長　　　　　　　　　　　１１９番通報する。（内線電話は「０」を回してから）  ポイント  職名(氏名)　　　　 職名(氏名)  火事です！　　条　　丁目の　　　　　　です。  近くに　　　　　　　があります。  　　　階の　　　　　が燃えています。  通報した電話は（番号） ～ です。  ○夜間の連絡先  ℡  初期消火担当　　　　 消火器等を使用する。  ポイント  職名(氏名)  ①ピンを抜く。  ②ホースを向ける。  ③レバーを握る。  天井へ燃え移ったら消火を中止し避難する。  避難誘導担当　　　　 避難器具の使用も考え、安全な場所へ誘導する。  ポイント  職名(氏名)  ★物品持ち出しよりも、まず避難！命令口調で！  ★ハンカチを利用し、低い姿勢で。  ★非常口へ誘導し「ここから逃げて下さい！」  ★防火区画の構成として防火戸を閉める。 | | |
| 夜間、休日等の火災、その他の災害が発生した場合は「夜間、休日における自衛消防組織編成  表」により初期活動を行うものとする。 | | |
| 緊 急 連 絡 先 等 | 火災・救急 | **１１９** | １　地震を感じたら、まず使用している火とガスを消す。  ２　あわてて屋外へ飛び出さない。（ガラスの落下に注意！）  ３　ラジオ、テレビからの情報を集める。  （緊急以外の電話は使用しない。）  ４　人数を把握し、安全な場所へ避難する。  避難場所（ 　　　　　 ）へ誘導する。  ５　その他、被害の防止・軽減に努める。 |
| ガス会社 | ～ |
| 石油会社 | ～ |
| 夜間連絡先 | ～ |
| 適用範囲及び  適用時期 | | この計画は、　　　　　　　　　　　　　　に勤務し、又は出入りする全ての  者に対して適用し、　　　　年　　月　　日から実施する。 | |